

付 属 資 料

資料 1 環境基準等一覧

資料 2 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

資料 3 「水辺の親しみやすさ評価指標」について

資料 4 取組一覧

資料 5 用語集

資料1. 環境基準等一覧(大気質、水質、土壌汚染、騒音、振動に関する基準)

【大気】

<市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準>

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	長期評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35 μg/m ³ 以下	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15 μg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下 長期評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	

備考：年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値
 年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値
 微小粒子状物質については、2009年9月に国が策定した環境基準を設定

<有害大気汚染物質の環境基準>

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下であること	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針(中央公害対策審議会答申)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

【水質】

ア 健康項目（環境基準）

項目	河川	海或	項目	河川	海或
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 以下	1.0 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	—
1,1,2-トリクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値。

イ 生活環境項目

河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C類型	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D類型	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E類型	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値。BODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。

2 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支川（二ヶ領本川、平瀬川） C類型：多摩川支川（三沢川）
D類型：鶴見川上流（鳥川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）

3 雨水幹線及び二ヶ領用水円筒分水下流の水或は、環境基準の類型が指定されていないため、雨水幹線は合流先の多摩川中・下流（拝島橋より下流）、二ヶ領用水円筒分水下流は上流の多摩川支川（二ヶ領本川）の類型を当てはめて評価。

（水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高水温を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 生物B：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支川（二ヶ領本川、平瀬川、三沢川）、鶴見川

海域 (環境基準)

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-H化合物抽出物質 (油分等)
B類型	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	検出されないこと
C類型	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする。CODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。
2 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

(窒素及び磷に係る環境基準)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値 (年間平均値)	
		全 窒 素	全 磷
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(水生生物保全水質環境基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒 素	0.01 以下	1, 3 - ジクロロプロパン	0.002 以下
総 水 銀	0.0005 以下	チ ウ ラ ム	0.006 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	セ レ ン	0.01 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下	ふ っ 素	0.8 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下	ほ う 素	1 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 以下

【土壌汚染（環境基準）】

項目	環境上の条件
カドミウム※	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロイタリ	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロイチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロイチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロイタリ	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロイタリ	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロイチレン※	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロイチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

※ 2021年3月までカドミウムの基準値は検液1Lにつき0.01mg以下、トリクロロエチレンの基準値は検液1Lにつき0.03mg以下である。

ダイオキシン類(環境基準)

媒体	基準値
大気	年間平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【騒音】

道路に面する地域以外の地域(一般地域) (環境基準)

(単位: デシベル)

地域類型	該当地域	基準値 (L _{Aeq,T})	
		昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域(環境基準)

(単位: デシベル)

地域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特別として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位: デシベル)

基準値 (L _{Aeq,T})	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70以下	65以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

自動車騒音に係る要請限度(要請限度)

(単位: デシベル)

区域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})	
	昼間	夜間
	午前6時~午後10時	午後10時~翌日の午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b区域: 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず特別として次のとおりとする。

(単位: デシベル)

基準値 (L _{Aeq,T})	
昼間	夜間
75	70

鉄道：新幹線沿線（環境基準）

（単位：デシベル）

地域の区分	基準値
・主として住居の用に供される地域	70以下
・商工業の用に供される地域 ・通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（指針）

新線	等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）として、昼間（7～22時）については60デシベル(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減を努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

【振 動】

道路交通振動に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		8時から19時	19時から翌日の8時
該当地域		昼間	夜間
		第1種区域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域、第二種住居地域			
準住居地域、無指定			
第2種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（指針）

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。（ここでいう補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。）

資料2. 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

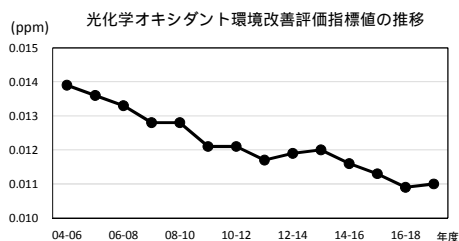
本計画では、市独自の新たな指標として、光化学オキシダント対策の効果が把握できる光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）を設定します。

【新たな市独自の評価指標】

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）

光化学スモッグが発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標です。



<光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均）の算出方法>

①使用する常時監視データ

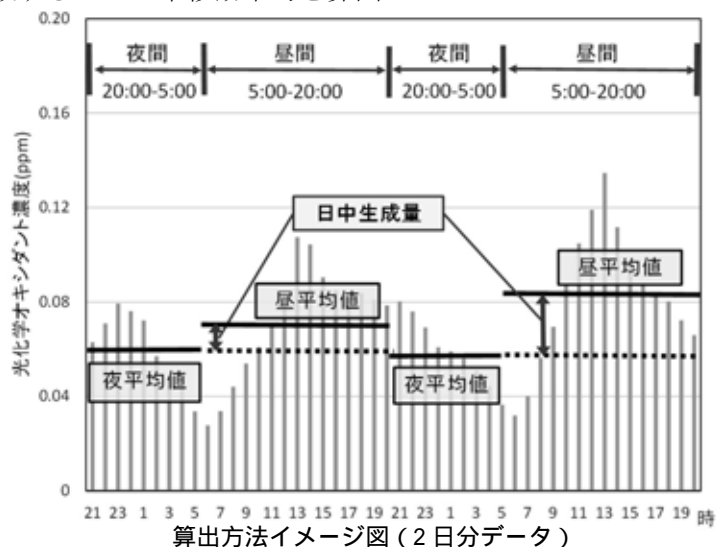
4月1日から10月31日までの光化学オキシダントの1時間値

②日中（昼間）と夜間の考え方

- ・ 「環境大気常時監視マニュアル 第6版（環境省）」で光化学オキシダントについて、昼間と定義している5時から20時までを昼間とする。
- ・ 昼間ではない期間として、前日の20時から当日の5時までを夜間*とする。
 - * 昼間に生成した量を算出するためには、前日の夜間からの影響を考慮する必要があるため、夜間を前日の20時からとしている。

③算出方法

- ・ 6時から20時までの1時間値から15時間平均値を算出（昼平均値）
 - ・ 前日21時から当日5時までの1時間値から9時間平均値を算出（夜平均値）
- 【光化学オキシダント日中生成量】 = 【昼平均値】 - 【夜平均値】
- ・ 上記計算式で算出し、4月から10月までの平均値を算出
 - ・ 一般環境大気測定局9局の平均値を算出
 - ・ 気象要因の影響を軽減するため3年移動平均を算出



資料3. 「水辺の親しみやすさ評価指標」について

水辺の親しみやすさについて、市民が自ら調査を行い、川のふれあいやすさや、快適に利用できるかを段階的に評価する指標を作成しました。

●評価項目

項目	調査のポイント	
整備・安全	歩道の整備	川にそった歩道や道路があるか
	岸辺、水ぎわへのアプローチ	道路から階段などで岸辺に近づけるか、水ぎわ（川の水のすぐそば）に近づけるか
	増水時の避難	急な雨で川の水が増えたときに逃げられるか
	川底の状況	川の底に踏んで危ないものがないか
快適	水の流れ	水の深さ、流れの速さ
	水の臭い	川沿いや川の水のにおい
	水の透明さ	川の底（石や砂、水草など）が見えるか
	ごみの多さ	大きなごみや、手のひらより大きいごみがあるか
	川の風景	川のまわりの風景に木や草などの緑があるか

●評価方法

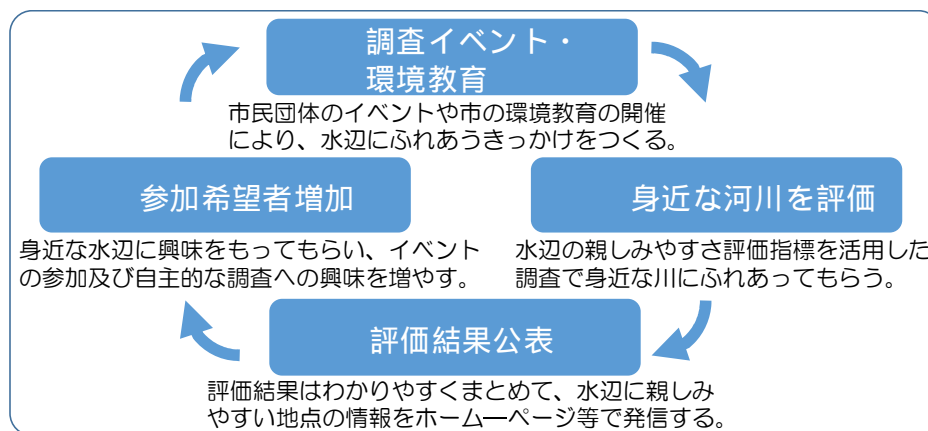
- ①「整備・安全」の項目から川の利用区分を分類
- ②川の利用区分ごとに「快適」のランクを評価

●総合評価

		快適のランク		
		☆ 利用できる	☆☆ 気持ちよく利用できる	☆☆☆ とても気持ちよく利用できる
川の利用区分	I 「川沿い」が利用できる（散歩など）	川沿いが利用できる	川沿いが気持ちよく利用できる	
	II 「岸辺」が利用できる（休憩、川をのぞく）	岸辺が利用できる	岸辺が気持ちよく利用できる	岸辺がとても気持ちよく利用できる
	III 「水際」が利用できる（水にさわる、水遊び）	水際が利用できる	水際が気持ちよく利用できる	水際がとても気持ちよく利用できる

「市民の水辺にふれあう機会の提供」について

市民団体のイベントや市の環境教育で、水辺の親しみやすさ評価指標を活用して、市民が行った評価結果を公表し、イベントの参加希望者を増やしていくことで、「市民の水辺にふれあう機会の提供」を行います。



市民の水辺にふれあう機会の提供

資料4 取組一覧

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
I-1 大気や水などの環境保全											
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導											
1	大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査	法律や条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例等に基づく届出等の確認に伴う立入調査 ●ばい煙、VOC及びダイオキシン類等の測定等に伴う立入調査	○					○	○	○
2	大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や条例等に基づき、大気、ダイオキシン類に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例等に基づく施設の設置、変更の届出等の審査・指導 ●ダイオキシン類特別措置法に基づく届出等の審査・指導等	○					○	○	○
3	発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●総量規制基準等の遵守状況等の把握を目的とした、発生源自動監視システムによる常時監視	○					○	○	
4	法や条例等に基づく排出量の把握	法律や条例の遵守状況等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●工場・事業場に対する大気汚染物質排出量の削減指導に向けた排出量調査の実施 ●窒素酸化物排出量等の把握	○					○	○	○
5	石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、石綿除去工事等の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例に基づく建築物解体工事等における石綿飛散防止対策に係る立入調査	○					○	○	○
6	石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や条例に基づき、建築物解体工事等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例に基づく建築物解体工事等における石綿飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	○					○	○	○
7	騒音、振動に係る届出等の審査	解体工事等に伴う騒音、振動防止のため、法律や条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づく届出等の審査・指導	○					○	○	○
8	騒音、振動防止対策に係る立入調査	解体工事等に係る騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づく届出等の現地確認に伴う立入調査	○					○	○	○
9	大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報)の広報活動を実施します。	●光化学スモッグ注意報発令に伴う周知・広報の実施 ●PM2.5高濃度予報に伴う周知・広報の実施	○					○	○	○
10	ディーゼル車運行規制の検査	自動車からの粒子状物質削減のため、県条例に基づき、路上検査、ビデオ調査等によるディーゼル車の運行規制の検査及び不適合車の指導を実施します。	●県条例に基づくディーゼル車運行規制の検査の実施	○					○		脱炭素化
11	公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届の受付 ●公害防止管理者等の選任・届出等の指導	○	○	○					
12	環境情報システムの運用	公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種の情報を環境情報システムにより効率的に管理し、地域環境対策業務に活用します。	●環境情報システムの運用 ●環境情報システムの保守及びOSアップデート等によるシステム更新	○	○	○					
② 水環境に係る事業所等の監視・指導											
1	水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 <水質>	法律や条例等に基づき、施設の届出確認、排水基準の遵守状況の監視、水質事故対応について工場・事業場の立入調査を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく、施設の届出確認 ●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく、排水基準の遵守状況の確認 ●水質事故対応としての立入調査		○				○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	2 水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 <水質>	法律や条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく施設の設置、変更の届出等の審査・指導 ●水質汚濁防止法に基づく、総量規制基準の監視として汚濁負荷量測定結果報告書による汚濁負荷量の把握		○				○	○	
	3 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 <水量>	地盤沈下の未然防止のため、法や条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び市条例に基づく地下水揚水施設の届出、変更の届出等の審査・指導		○				○	○	
	4 地下水揚水量の把握 <水量>	法や条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握		○				○	○	○
	5 事業所地下水調査 <水質>	地下水汚染が確認されている工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の把握及び監視を行います。	●市条例に基づき、地下水汚染が確認されている工場・事業場の地下水汚染状況の把握		○				○	○	○
	6 土壌汚染に係る届出等の審査・指導	法律や条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び市条例に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導		○	○			○	○	○
	7 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導		○				○		
	8 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届の受付 ●公害防止管理者等の選任・届出等の指導		○	○	○				
	9 環境情報システムの運用【再掲】	公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種の情報を環境情報システムにより効率的に管理し、地域環境対策業務に活用します。	●環境情報システムの運用 ●環境情報システムの保守及びOSアップデート等によるシステム更新		○	○	○				
③ 大気環境に係るモニタリングの実施											
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況を確認します。	●測定局におけるNO2、SO2、SPM、PM2.5、CO等の常時監視 ●健康影響を未然に防止することを目的とした有害大気汚染物質(ベンゼン等)の常時監視 ●ダイオキシン類による汚染状況の把握を目的とした常時監視		○		○		○	○	○
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	●光化学オキシダントの原因物質であるNOx、NMHCの常時監視及びデータ解析 ●光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握		○				○	○	○
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●降水中のpH等の測定実施		○				○		
	4 フロン等の環境濃度調査	フロン等の環境濃度を把握するため、特定フロン及び代替フロン等の測定を実施します。	●特定フロン及び代替フロン等の測定実施		○				○	○	○
	5 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて、施設の性能や二酸化窒素等の除去率を把握し、施設を効率的に稼働します。	●大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための測定実施		○				○		
	6 石綿(アスベスト)の環境濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●石綿濃度の測定実施		○				○	○	○
	7 交通騒音、振動の監視	法律や条例に基づき、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●自動車騒音、振動の測定実施 ●航空機騒音の実態把握		○				○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野				
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部					
	8 一般環境騒音の監視	法律に基づき、一般環境の騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を確認し	●一般環境における騒音測定の実施				○				○	○	○	
④ 水環境に係るモニタリングの実施														
	1 河川、海域の水質調査 ＜水質・水量＞	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について、測定を行います。	●水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた公共用水域の水質測定計画に基づく、河川、海域の水質の常時監視 ●市計画に基づく河川、海域の水質調査 ●河川の流量調査 ●ダイオキシン類に係る河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視				○				○	○	○	
	2 川崎港底質調査 ＜水質＞	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●東京湾の水質汚濁の要因調査に向けて川崎港の底質の調査の実施				○				○			
	3 地下水質の監視 ＜水質＞	法律等に基づき地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	●水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた地下水の水質測定計画に基づく、地下水の水質の常時監視 ●市計画に基づく、地下水の水質調査 ●ダイオキシン類に係る地下水の水質及び土壌の常時監視				○				○	○	○	
	4 精密水準測量による地盤沈下量の監視 ＜水量＞	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点の地盤沈下量の把握				○				○	○	○	
	5 地盤沈下観測所における地下水水位及び地層変動量の監視 ＜水量＞	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	●市内9箇所の地下水水位観測用井戸における地下水水位の常時監視 ●川崎区の5箇所の地盤沈下観測所における地層変動量の常時監視				○				○	○	○	
	6 地下水塩水化調査 ＜水量＞	過剰な揚水による地下水の塩水化の状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●川崎区、幸区の地下水水位観測用井戸における地下水の塩水化調査の実施				○				○			
⑤ 苦情相談への対応														
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例等に基づいた苦情相談対応 ●騒音、振動の苦情相談に係る現地調査				○				○	○	○	
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び市条例等に基づいた苦情相談対応 ●悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談に係る現地調査				○	○			○	○	○	
	3 水質等に係る苦情相談対応	水質等に係る公害苦情相談に対して関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●市民からの水質事故の通報に対して、関係機関と連携して現地調査 ●水質汚濁防止法及び市条例に基づく、水質事故の報告、再発防止指導				○							
⑥ 緊急時等の対応														
	1 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに的確に対応します。	●大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市条例等の事故時の措置に基づく対応 ●水質事故の通報に対して、関係機関と連携して現地調査 ●水質汚濁防止法及び市条例に基づく、水質事故の報告、再発防止指導				○	○			○	○	○	
	2 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応します。	●災害時協定に基づいた協働連携の推進				○	○	○		○	○	○	
	3 放射線安全推進	東日本大震災に伴う事故由来放射性物質による環境の影響を把握する等、市民の安全・安心な生活環境を確保します。	●放射性物質による環境影響の把握					○			○	○	○	
	4 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の原子炉施設周辺の放射線量を調査します。	●原子炉施設周辺の環境放射能調査の実施				○	○			○		○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
⑦ 大気や水などの環境保全に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称										
	1【アスベスト対策】 ・建築・宅地に関する指導・ 審査事業	安全で良質な宅地や建築物を形成、維持・保全するため、法に基づく許認可・審査業務や監察業務等を円滑かつ的確に行います。	●アスベスト含有調査費用の補助 ●アスベスト除去等費用の補助	○						
	2【下水道整備】 ・高度処理事業 ＜水質＞	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理化の推進		○					
	3・合流式下水道の改善事業 ＜水質＞	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、遮集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進		○					
	4・下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 ＜水質＞	ストックマネジメント計画に基づく下水道の管きよや施設・設備の老朽化対策を進めます。また、未普及地域の解消にむけた取組を推進します。	●ストックマネジメント計画に基づいた老朽化対策の推進 ●未普及地域の解消に向けた取組の推進		○					
	5・下水道水質管理・事業場指導業務 ＜水質＞	水処理センターの水質管理により良好な放流水質を確保するとともに、下水道の機能を保全するために、事業場指導を継続して実施します。	●下水処理工程の水質分析による適正な水質管理 ●有害物質等を取り扱う事業場への立入調査の実施		○					
	6【浄化槽管理】 ・し尿・浄化槽収集事業	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理指導及び災害用トイレの備蓄を実施します。	●し尿収集・浄化槽清掃作業の実施 ●浄化槽管理者への維持管理指導 ●災害用トイレの備蓄		○					
	7【健康影響調査】 ・健康調査事業	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	●環境保健サーベイランス調査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施	○						
	8【健康被害予防、補償給付】 ・公害健康被害補償事業	公害健康被害被認定者に各種補償金を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	●公害健康被害被認定者に各種補償金給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)交付の実施 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費補助の実施	○						
	9・公害健康被害予防事業	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾患患者(児)、及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施	○						
	10【ぜん息患者医療費助成】 ・成人ぜん息患者医療費助成事業	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●事業継続とともに、アレルギー疾患対策の方向性の検討	○						
	11・小児ぜん息患者医療費支給事業	小児ぜん息患者に対し、保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	●令和3年度については継続実施 ●令和4～7年度については総合計画に基づき適正に実施	○						
	12【水質検査】 ・環境衛生事業	法や条例に基づく立入検査等を実施することにより、専用水道、簡易専用水道、小規模水道及び小規模受水槽水道における、安全で衛生的な飲料水を確保します。	●専用水道等の検査指導、水質検査の実施 ●小規模受水槽水道の、検査指導等の実施 ●飲用井戸等の水質検査の実施		○					
	13【産業廃棄物の適正処理】 ・産業廃棄物指導・許可等事業	産業廃棄物の排出・処理事業者に対する許認可・指導等を通じて適正な処理を進めるとともに、3Rを推進します。	●「産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進		○	○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
II 安心で快適な環境を共に創る										
II-1 環境配慮意識の向上										
① 大気や水辺に親しむ取組の推進										
	1 水辺に親しむ機会の創出 ＜水辺地＞ 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	●水辺の親しみやすさ評価指標を活用した水環境の評価 ●調査結果を活用した情報発信	○	○			○	○	自然共生
	2 湧水地の保全に向けた普及啓発 ＜水量・水生生物・水辺地＞	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	●本市が整備した湧水地の保全に係る現地案内板及びホームページによる普及啓発 ●湧水地における水質、生物調査イベントの実施	○	○	○	○	○	○	自然共生
	3 水辺の生き物調査(親水施設調査等)及び普及啓発 ＜水生生物・水辺地＞	市内河川や海域にある親水施設に生息する、水生生物の調査を定期的に行います。調査の結果は、身近な河川における水生生物や、海辺の生きものについての環境学習に利用できるように公開します。	●市内の水生生物のモニタリング調査の継続と、環境教育用冊子の改定等を実施	○	○	○	○	○	○	自然共生
	4 川崎港の生物調査及び普及啓発 ＜水生生物＞	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	●川崎港における水生生物調査の実施 ●リーフレット、ホームページを活用した情報発信	○	○	○	○	○	○	自然共生
	5 水環境に係る調査研究(河川の生物調査など) ＜水生生物＞	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査をおこない、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、広く情報提供しています。	●市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の共同調査を実施	○	○			○	○	自然共生
	6 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。	●視程調査手法の検討・展開 ●施設等を活用した視程調査の推進 ●市民参加による視程調査の実施	○				○	○	○
② 環境教育・環境学習の推進										
	1 出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進 【リーディングプロジェクト】	環境教育の機会を増やし、環境保全の取組などの現状を知ってもらうため、市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける出前授業を行います。授業後は家庭で学習内容を伝えてもらい、効果を親世代にもつなげます。	●市内の小学校での出前授業の実施 ●実施効果の把握及び授業内容の更新 ●実施校の拡充	○	○			○	○	○
	2 出前講座等の充実	環境学習の機会を増やし、大気・水環境分野の情報提供を積極的に行うため、出前講座等を充実させます。	●出前講座等の実施	○	○			○	○	○
	3 水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民の水環境への関心を高めるため、水環境に関して学んだ後、川や湧水地にふれあうとともに、水質や生物調査を行います。	●水環境体験教室の開催 ●効果的な実施内容の検討・実施	○	○			○	○	自然共生
	4 環境・リスクコミュニケーションの推進【再掲】	事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた取組を推進し、市民や事業者等の理解を促進します。	●セミナー等の実施 ●効果的な情報共有に向けた取組の実施			○	○	○	○	○
	5 環境学習教材の充実(ツール提供など)	燃料電池自動車模型や顕微鏡などの環境学習用物品の貸出やホームページ用コンテンツの公開など、多様な主体や世代が環境学習を実践できるよう支援体制を整えます。また、水辺に親しむための環境学習ツールを提供します。	●環境学習用物品の貸出等支援の実施 ●水辺地市民調査マニュアルの発行	○	○	○	○	○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
③ 効果的な情報発信の推進										
1 多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野の情報提供を有効に行うため、発信する内容や情報を伝える世代等を意識して、効果的にSNS等を活用します。また、研究所の取組等を発信するほか、公害の歴史や優れた環境の取組等を展示するアーカイブスペース等により情報を発信します。このほか、大気・水環境分野に係る普及啓発について、分かりやすさを意識しながら適切に行います。	●大気・水環境分野についてSNS等による情報発信 ●環境総合研究所Twitter、Facebookの管理・運営 ●アーカイブスペースの管理・運営 ●公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信 ●市政だより等の紙媒体による情報発信 ●効果的な情報発信に向けた検討	○	○	○	○	○	○	○	
2 地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるように、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	●地域ごとの取組や環境データの公表・提供	○	○	○	○	○	○	○	
3 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供(オープンデータ化)します。	●市ホームページでの環境データの提供	○	○	○	○	○	○	○	
4 生活排水対策等の推進<水質>	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	●リーフレットを活用した市民、事業者への普及啓発		○		○	○	○	○	
5 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発<水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発		○		○			○	
④ 環境配慮意識の向上に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称										
1【自転車活用推進】 ・自転車活用推進事業	川崎市自転車活用推進計画に基づき、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりを推進します。	●安全で快適な自転車通行環境整備の推進 ●駐輪場の適正配置及び利用促進 ●自転車の利用による環境負荷の低減等に関する取組の推進	○							
2【生物多様性推進】 ・生物多様性推進事業<水生生物>	地域に息づく生き物の生息環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。	●新たな戦略に基づく生物多様性の保全の推進		○	○	○				
3【生活排水対策等の推進】 ・下水道普及促進業務<水質>	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	●ウェブサイト、パンフレット等による広報 ●助成・融資あっせん制度の活用		○						
4【環境に配慮した河川の保全】 ・河川・水路維持補修事業<水辺地>	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持補修		○						
5・河川改修事業	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進			○					
6・河川環境整備事業<水辺地>	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋川環境整備事業の推進			○					
7【環境教育・環境学習の推進】 ・環境教育推進事業	環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。	●環境教育・学習に関する機会の提供	○	○	○	○				
8・多摩川市民協働推進事業	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	●市内3校の水辺の築校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施		○		○				
9・多摩川プラン推進事業	多摩川の環境資源を活かして、憩いの場、遊びの場となる施設の充実を進め、多摩川の魅力向上を図ります。	●運動施設等の整備 ●多摩川の魅力を活かす取組の水深		○		○				
10・港湾振興事業<水辺地>	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	●川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等の開催 ●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組方針の策定		○		○				
11・「エコシティたかつ」推進事業<水生生物>	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施		○		○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
II-2 多様な主体との協働・連携											
① 市民協働・連携の取組											
	1 ワークショップ等による市民参加の促進【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施	○	○	○	○	○	○	○	
	2 市民参加型環境調査<水辺地>	大気や水などの環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●市民参加による視程調査の実施 ●市民参加による水辺の親しみやすさ指標を活用した調査の実施	○	○		○	○	○		自然共生
② 広域連携等の推進											
	1 他自治体連携による取組	広域的な大気や水などの環境課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。 (神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●他自治体と連携した取組の推進 ・自動車環境対策の推進に向けた取組 ・光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進に向けた取組	○				○	○	○	脱炭素化
	2 鶴見川流域協議会の取組<水量>	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●施策ごとに目標期間を設定したアクションプランを策定し、市民、行政が連携・協働を図りながら取組を推進		○				○	○	
	3 交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●かわさき自動車環境対策推進協議会の取組等の検討、具体的取組メニューの策定、取組の促進 ●産業道路クリーンライン化事業等による交通環境対策の取組推進 ●交通量削減に向けた再配達抑制等の取組の検討	○					○	○	脱炭素化
	4 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	●適正な協定の運用	○	○	○	○	○	○	○	
	5 国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施	○	○	○			○	○	
	6 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)【再掲】	ブルーカーボンや水環境中のマイクロプラスチックなど、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施		○				○	○	脱炭素化 資源循環
	7 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査<水質・水生生物>	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●東京湾環境一斉調査への参加 ●企業、市民団体との連携強化		○				○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進										
1 国際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	●都市間連携事業等による国際的な環境保全活動への支援・連携 ●UNEP等との連携の実施	○	○		○				脱炭素化
2 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	●海外からの視察・研修の受入	○	○		○				
④ 多様な主体との協働・連携に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称										
1 【市民協働による地域緑化】 ・市民150万本植樹運動 (市民100万本植樹運動) 事業	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに150万本の植樹を目指します。(令和元年12月に当初目標であった100万本の植樹を達成しました。)	●市民や事業者との協働による取組の推進		○		○				
2 ・都市緑化推進事業 <水量>	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画の見直し、重点地区内の道路等の再整備などを通じて都市緑化を推進します。	●地域緑化推進地区の指定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画の見直しに向けた取組 ●緑化推進重点地区内の整備			○	○				
3 ・河川環境整備事業 <水量・水生生物・水辺地>	二ヶ領用水総合基本計画に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施しています。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等		○						
4 【自治体連携】 ・多摩川プラン推進事業	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体との協働・連携による取組を推進します。	●多摩川プラン推進会議の実施 ●多摩川流域懇談会等による流域連携の実施			○	○				
5 ・多摩・三浦丘陵広域連携 事業	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議、ウォーキングイベント、シンポジウム等による企画運営を行います。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催		○		○				
6 【国際貢献】 ・国際環境産業推進事業	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、海外展開を支援します。	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●川崎国際環境技術展出展企業等へのビジネスマッチングの推進 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援	○	○	○					
7 ・グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	グリーンイノベーションを効果的に実施するため、グリーンイノベーションクラスターとの連携、多様な主体と連携したプロジェクトの展開、情報の共有・発信、リーディングプロジェクト実施などの取組を推進します。	●「グリーンイノベーション推進方針」に基づく取組の推進に向け、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」等と連携した研究会などの開催 ●展示会等を通じた情報発信の実施					○			
8 ・上下水道分野における国際展開推進事業	水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。	●官民連携による国際展開の推進 ●技術協力による国際貢献の推進					○			

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野			
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部				
II-3 事業者の自主的な取組の促進													
① 交通環境配慮行動の促進													
	1 次世代自動車の普及促進 【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、車両1台当たりの窒素酸化物やCO2の排出量が少ない次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●EVカーシェアリングを活用した普及方策の検討及び取組の推進 ●充電設備及び水素ステーションなどのインフラ整備に向けた取組 ●民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組 ●HVのトラック・バスの導入支援 ●公用乗用車への電動車(xEV:EV,PHV,HV,FCV)の順次導入 ●廃棄物発電を活用したEVごみ収集車の運用 ●トラック・バス等のディーゼル車をZEVへ転換させるための基礎調査及び施策の実施 	○					○	○	○	脱炭素化	
	2 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市条例に基づき、要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等 ●市条例に基づく立入調査の実施 ●社会状況の変化に対応した制度の見直し 	○						○	○	○	脱炭素化
	3 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきエコドライブ宣言登録制度の運用 ●エコドライブ講習会の実施 ●リーフレット等による普及啓発の実施 	○						○	○	○	脱炭素化
	4 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●迂回経路への誘導(環境ロードプライシング)の周知・広報 ●沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報 	○						○			脱炭素化
② 事業者の自主的な取組の支援													
	1 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進(環境行動事業所制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により「環境行動事業所」に認定します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境行動事業所の認定 ●環境行動事業所の取組や成果についての広報手法の検討・実施 	○	○	○				○	○	○	脱炭素化
	2 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生の防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者に対する融資制度、助成金等の情報提供 ●社会状況等を踏まえた公害防止資金融資制度の検証 	○	○	○				○	○	○	
	3 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者へ指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷低減行動計画書の届出受付 ●事業者への環境負荷低減行動計画策定の指導 	○	○	○				○	○	○	脱炭素化 資源循環
	4 揮発性有機化合物(VOC)排出削減に向けた取組の推進(事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスや作業環境測定等の支援 ●事業者への普及啓発の実施 ●VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ●庁内等におけるVOC削減の推進 	○						○	○	○	
③ 事業者との情報共有の促進													
	1 事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的な取組の推進支援等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者との新たな連絡会の設置及び連絡会を通じた交流の推進 	○	○	○				○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	2 事業者向け事前相談の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、事前相談の充実に取り組みます。	●相談窓口の周知・運用								
④ 事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称											
	1 【公共交通施策の推進】 ・地域交通支援事業	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの充実とサービス向上に向けた取組を推進します。	●バス路線の充実に向けた取組の推進				○				
	2 ・鉄道計画関連事業	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道の輸送サービス改善促進等に向けた関係事業者との協議・調整 ●横浜市営地下鉄3号線の延伸等の広域的な鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進				○				
	3 ・市バスネットワーク推進事業	市バス輸送サービスの利便性を高めるため、利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。	●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正				○				
	4 【次世代自動車等の導入】 ・市バス地域貢献事業	地域貢献に向けた取組を推進するとともに、市バスのイメージアップに取り組みます。	●低公害車両の導入等による環境対策の推進				○				
	5 【道路整備】 ・道路計画調査事業	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●道路整備プログラムに基づく計画的な整備の推進				○				
	7 【経済的支援】 ・内陸部操業環境保全対策事業	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●住工共生のまちづくり活動の支援 ●都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導 ●操業環境の整備・改善の支援 ●積極的な産業立地の誘導				○				
	8 環境エネルギー推進事業	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施				○				
	9 ・中小企業融資制度事業	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達を円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援 ●円滑な融資の促進に向けた市信用保証協会の経営基盤の安定化支援				○	○	○		

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
II-4 環境影響の未然防止											
① 化学物質の適正管理の推進と理解の促進											
	1 環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進【リーディングプロジェクト】	環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質を示すことで、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進します。	●優先度が高い化学物質を示すこと等による事業者の適正管理の促進 ●物質見直しに向けた検討・調整			○			○	○	○
	2 環境濃度調査及び環境リスク評価の実施	化学物質による環境影響の未然防止を目的に、環境濃度調査を実施するとともに、調査結果を用いた環境リスクの評価を行います。	●環境濃度調査の実施 ●環境リスク評価の実施			○			○	○	○
	3 PRTR制度の推進	PRTR制度は、事業者が、自らの化学物質取扱量及び環境への排出量・移動量を把握するとともに、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行います。国や市はその届出データを集計し公表します。	●PRTR制度運用			○			○	○	○
	4 市条例等による化学物質の適正管理の促進	事業者に対する化学物質の適正管理に関する調査を行うなど、市条例等により事業者による化学物質の適正管理を促進します。	●事業者への指導・助言等			○			○	○	○
	5 環境・リスクコミュニケーションの推進	事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた取組を推進し、市民や事業者等の理解を促進します。	●セミナー等の実施 ●効果的な情報共有に向けた取組の実施			○	○		○	○	○
	6 化学物質排出量の詳細な実態把握	PRTR制度対象事業所以外からの市内における化学物質排出量の実態把握に努めます。	●対象事業所以外の排出量の実態把握			○			○	○	○
② 環境影響の低減に向けた取組											
	1 環境性能に優れた施設(トップランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	●環境性能が優れた燃焼施設(トップランナー)等の更なる導入促進に向けた普及啓発の実施			○	○		○	○	○
	2 揮発性有機化合物(VOC)排出削減に向けた取組の推進(事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。	●事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスや作業環境測定等の支援 ●事業者への普及啓発の実施 ●VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ●庁内等におけるVOC削減の推進			○			○	○	○
	3 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発等を行います。	●FAQの市ホームページ掲載			○	○		○	○	○
	4 地下水揚水量の把握【再掲】 <水量>	法や条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握			○			○	○	○
	5 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 <水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者等に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発			○			○		○
	6 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	●環境影響評価手続の的確な実施			○	○	○	○	○	○
③ 環境影響の低減に向けた調査研究											
	1 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)	光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の削減に向けた今後の取組等を検討するために、生成過程が未解明な光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究を推進します。	●光化学オキシダントの高濃度現象の調査研究を実施、施策提案に向けた検討 ●広域連携での解析や有識者と解析方針を検討しながら本市の光化学オキシダント低減に資する調査解析を実施 ●PM2.5の調査研究の実施、施策提案に向けた検討			○		○			

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	2 化学物質に係る調査研究 (環境リスク評価など)	化学物質の環境実態を把握するため、既存分析法を本市の環境調査用に改良して環境調査を行うことや、環境リスク評価手法の検討を行うなど、化学物質に関する調査研究を行います。		○	○	○		○	○	○	
	3 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)	ブルーカーボンや水環境中のマイクロプラスチックなど、新たな課題に関する調査研究を実施します。			○			○	○	○	脱炭素化 資源循環
④ 環境影響の未然防止に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称											
	1 【建築物環境配慮】 ・建築物環境配慮推進事業	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。		○	○	○					
	2 【平常時河川流量の維持】 ・建築・宅地に関する指導・審査事業 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。			○						
	3 ・道路舗装事業 <水量>	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。			○						
	4 ・下水道の管きよ・施設の維持管理業務 <水量>	雨水浸透ますの設置については、公共下水道への接続協議時に、排水設備技術基準等に基づき適切に指導します。			○						
	5 ・雨水流出抑制施設指導業務 <水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行っています。			○						
	6 【緑地保全・緑化推進】 ・緑化協議による緑のまちづくりの推進事業 <水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び都市計画法や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取り組みを推進します。			○						
	7 ・里山再生事業 <水量>	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。			○						
	8 ・緑地保全事業 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。			○						
	9 ・農環境保全・活用事業 <水量>	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。			○						

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	10・農業体験提供事業 ＜水量＞	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。		○						
	11・「エコシティたかつ」推進事業 ＜水量＞	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。		○						
	12【農業の適性使用】 ・公園緑地維持管理事業	老朽化した施設の計画的な改修等を実施し、公園緑地の適切な維持管理を行います。			○					
	13・農業経営支援・研究事業	施設整備や農業機械等の導入などにより生産性を向上させ、経営の合理化に取り組む農業者を支援します。また、農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組みます。	●農産物の栽培技術向上のための取組 ●生産者向け講習会等の実施 ●経験の浅い農業者を主な対象とした講習会等の技術指導の実施 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進 ●農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する助成			○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

資料5 用語集

アルファベット

AI (人工知能)

大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」のこと。様々な商品・サービスに組み込まれて利活用がはじまっている。身近なところでは、インターネットの検索エンジンやスマートフォンの音声応答アプリケーションや掃除ロボットなどが例として挙げられる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

COD (化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

ESG 投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

IoT(モノのインターネット)

Internet of Thingsの略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

NMHC

「非メタン炭化水素」を参照

PDCA サイクル

(1)方針・計画 (Plan)、(2) 実施 (Do)、(3)点検 (Check)、(4)是正・見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SDGs (持続可能な開発目標)

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされている。

PM2.5

「微小粒子状物質」を参照

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

石綿（アスベスト）

天然に産する極めて細い繊維状の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。

アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

エコ運搬

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

河川法

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としている。

川崎市環境基本計画

先に制定された川崎市環境基本条例に基づき、平成6（1994）年に全国に先駆けて策定した。計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や計画がめざす「6つのまちの姿」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む重点分野や基本的施策の内容、目標等を定めている。

川崎市公害防止条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）

川崎市において、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。当条例は平成11年12月に改正されており、前身である旧公防条例は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図ったものであり、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

川崎市水環境保全計画

良好な水環境の保全に向けて、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えて施策を推進するため、平成24(2012)年度に策定した計画。計画期間は令和3(2020)年度までであり、以降は本計画に統合して施策を推進する。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気の汚染、水の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として環境基本条例第3条の2に規定する目標値。大気分野(二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)について環境基準と同等又はより厳しい目標値を定めている。

なお、環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値として、対策目標値が設定されている。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生

息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

環境・リスクコミュニケーション

環境に関する情報を市民、事業者、行政等の各ステークホルダー(利害関係者)で情報共有し、相互理解を深めていくこと。環境リスクを低減する取組を進めていくための基礎となる。

環境行動事業所認定制度

ISO14001の認証取得等により、事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度である。認定期間は最大3年間。

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質でもある。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の揮発性有機化合物(VOC)や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気の汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント(Ox)対策効果を評価するために市独自で設定した日中のOx生成量を把握するための指標。Oxは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応(光化学反応)することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のOx生成量を

把握することで、原因物質削減による O_x 低減の効果を把握することができる。

光化学スモッグ

大気が安定で、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

「光化学スモッグ注意報」は、地方自治体が大気汚染緊急時対策として「発令」する措置の一つであり、予報・警報などがある。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

工業用水法

工業用水の合理的供給を確保し、また、地下水の保全、地盤沈下の防止を図るため、1956年に制定された。指定地域内では、一定規模以上の工業用井戸から地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要となる。実態としては、許可基準として地下水採取の難しい深い地層に設定してあるので、事実上禁止に近い形となっている。

高度処理

下水処理において通常行われる固形物の除去と微生物による有機物の除去機能をさらに向上させる処理、またはこれらの処理と同時に窒素やリンなどの栄養塩を除去する処理を指す。

さ 行

酸性雨

二酸化硫黄 (SO₂) や窒素酸化物 (NO_x) などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶

かしたり、金属に錆を発生させるなどして建造物や文化財に被害を与える。

自動車新時代戦略会議

自動車を取り巻く大きな環境変化の中で、環境問題や渋滞問題などの解決に積極的に貢献していくための戦略を検討する経済産業大臣主催の会議。2050年までの長期ゴールとして、温室効果ガス排出量を2010年比で8割程度削減（乗用車については9割程度削減）することを目指すことを中間整理において定めた。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

情報通信技術 (ICT)

Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等）における ICT の効果的な利活用が不可欠となっている。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

人に感染する「コロナウイルス」として2019年に見つかった「新型コロナウイルス」による感染症のこと。世界的に拡大し、各国では都市封鎖や工場の操業停止などの措置がとられた。日本においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月）、2020年3月からの学校臨時休業要請、4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出され、社会経済活動へ大きな影響が出ている。「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響による大気汚染状況の変化」（環境省中央環境審議会 大気・騒音振動部会（第14回）資料5-2、令和2年8月19日）によると、環境に関しては、2020年の大気汚染物質濃度と過年度の濃度を比較した結果、PM2.5とNO_xについて濃度の減少が見られたことから、緊急事態措置による交通、物流など社会経済活動

の変化が一定程度、大気濃度の減少に寄与する可能性が示唆された。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について基準値の設定等による規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等がある。

水質汚濁防止法

工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物及びその生息環境等の保全を目的とした基準。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々に利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されている。

精密水準測量

地盤沈下を監視するため、市内に設置した水準点の標高を高精度で測量するもの。毎年、測量を行い、前年度の標高と比較することで地盤沈下量を算出。

全窒素

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分けられる。

有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全燐

燐化合物全体のこと、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因になるもの。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について基準値の設定等による規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

総量規制（大気汚染に関する）

工場・事業場が集合し大気汚染が進んでいる地域で、濃度規制や発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減していく規制方法。

地域を指定し、総量削減の計画を作り、その達成のために個々の発生施設ごとの規制よりも厳しい基準を設けていくことになる。

た 行

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本と

すべき基準が定められているとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

第5次環境基本計画（国）

国が環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。計画は約6年ごとに見直し、第五次環境基本計画は平成30年4月17日に閣議決定された。

第5次計画では分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定した。

対策目標値

環境基本条例第3条の2に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。

代替フロン

昭和63年12月27日にオゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国において義務づけられたモントリオール議定書により、オゾン層破壊への影響が大きいとして、生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能が低い又はないものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・

創出するために、河川管理を行うことである。

地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。

道路冠水・家屋の浸水・河川洪水の防止、地盤沈下や地下水塩水化の防止、地下水資源の確保、湧水やせせらぎの復活など自然環境の機能回復、地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）の防止などに有効である。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

鶴見川流域水マスタープラン

鶴見川の流域を基本単位として、総合的に水循環系にかかわる諸課題をマネジメントするため策定された。

都市・地域再生を「健全な水循環系」構築の視点から、水循環系にかかわる各計画、施策を総合的に進めるための基本として、新たなビジョン、計画、推進方策の提案を行い、流域計画地域と定め「健全な水循環系」構築の視点から、流域の安全、安心、自然との共存などの課題を把握し、これら流域の諸課題の総合的なマネジメントと流域（流域圏※）にかかわる市民、市民団体、企業、行政の多様な連携、協働によって新たな施策を立案、推進するとされている。

ディーゼル車運行規制

神奈川県では県の条例により、「粒子状物質の排出基準」を満たさない旧式ディーゼル車の県内全域での運行を禁止する「運行規制」が、平成15年10月1日から実施されている。

低VOC塗料

顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうちVOC成分が非常に少ない又はVOC成分

を含まない塗料のこと。水性塗料、無溶剤塗料、ハイソリッド型塗料などがある。

特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているものとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

特定フロン（＝クロロフルオロカーボン）（CFC）

オゾン層の破壊物質の一つである。日本では、昭和63年12月27日に発令されたモントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、1989年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。HCFCは2020年1月に生産が全廃された。

土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。土壤汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこと等が定められている。

な 行

二酸化窒素

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

は 行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質 1) カドミウム及びその化合物、2) 塩素及び塩化水素、3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素、4) 鉛及びその化合物、5) 窒素酸化物）をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成28（2016）年11月4日に発効した。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。

一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼす恐れがある水質項目が選定されており、26物質の濃度について全国一律の基準値が設けられている。

非メタン炭化水素（NMHC）

炭素と水素からなる有機化合物（炭化水素）のうち、光化学反応性の乏しいメタンを除くものの総称で、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の一種である。

非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装作業などである。

富栄養化

元は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念。近年は、人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、窒素、燐等植物の栄養となる物質の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・燐に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

プラスチック廃棄物

日用品として広く用いられているプラスチックの廃棄物のこと。プラスチック廃棄物の排出量は世界的に増加しており、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が、世界的な課題となっている。また、プラスチック製品を製造するための原料として使われる米粒大のプラスチック粒や、環境中に流れ出て紫外線や波等の外的要因により劣化・崩壊して小さな細片状になったプラスチックであるマイクロプラスチック（大きさが 5mm 以下のサイズのことをいう）も問題となっており、環境省では全国の海岸

にて漂着ゴミの調査が実施されているほか、G7 や G20 のサミットにおいても海洋ごみが議題とされ、国際連携・協力の必要性の認識も高まっている。

や 行

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が 248 物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として、ホルムアルデヒドなど 23 の「優先取組物質」がリスト化されている。

川崎市大気・水環境計画

2021（令和3）年 月策定

発行 川崎市

編集 川崎市環境対策部環境管理課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2398

FAX 044-200-3922